

(14) 地方税の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	個人市(町)民税						B	
2	法人市(町)民税						B	
3	軽自動車税						B	
4	入湯税						B	
5	事業所税		x	x	x	x	B	
6	固定資産税						B	
7	都市計画税		x	x	x	x	B	
8	納税貯蓄組合						B	
9	前納報奨金	x				x	B	
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は x 印を表示。
- (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
- (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 個人市(町)民税 個人市(町)民税の均等割税率	・標準税率 市民税3,000円	・標準税率 町民税2,000円	吉田町に同じ。
個人市(町)民税の均等割非課税 基準	控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×315千円+(加算額)216千円 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280千円+(加算額)192千円 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	吉田町に同じ。
個人市(町)民税の納期	第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 10月15日～10月31日 第4期 1月15日～1月31日	第1期 6月 1日～6月30日 第2期 8月 1日～8月31日 第3期 10月 1日～10月31日 第4期 1月 1日～1月31日	吉田町に同じ。
個人市(町)民税の減免	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・学生及び生徒 ・生活困窮者 ・天災など	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率が異なる。 鹿児島市 3,000円 鹿児島市以外 2,000円 	合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税基準額が異なる。 鹿児島市 315千円 + (加算額) 216千円 鹿児島市以外 280千円 + (加算額) 192千円 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納期が異なる。 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には鹿児島市と同様であるが、減免の適用を受ける合計所得金額、減免の割合などが異なる。 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 法人市(町)民税			
法人市(町)民税の法人税割率	<ul style="list-style-type: none">・制限税率 14.7%	<ul style="list-style-type: none">・標準税率 12.3%	吉田町に同じ。
法人市(町)民税の減免	<ul style="list-style-type: none">・民法第34条の規定により設立した公益法人(収益事業を行う者を除く)・地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体(収益事業を行う者を除く)・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行う者を除く)・法人でない社団又は財団で代表者又は管財人の定めのあるもの(公益事業を行うものに限るものとし、収益事業を行うものを除く)	<ul style="list-style-type: none">・民法第34条の公益法人・地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体で収益事業を行わない者	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・ 税率が異なる。 鹿児島市のみ制限税率 鹿児島市以外は標準税率	合併時に鹿児島市の税率に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法第34条の公益法人 ・ 地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体で収益事業を行わない者 ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの 	松元町に同じ。	・ 減免事由が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 軽自動車税			
軽自動車税の納期	4月15日～4月30日	4月1日～4月30日	4月11日～4月30日
軽自動車税の標識の紛失等による弁償金	100円	鹿児島市に同じ。	200円
4 入湯税			
入湯税の税率	入湯客1人1日 150円	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。
入湯税の課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢15歳以下の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 地方公共団体等が専ら住民の福祉の向上を図るために設置した浴場に入湯する者 ・ 高等学校の生徒で修学旅行中のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
桜島町に同じ。	5月1日～5月31日	・納期が異なる。 納期限は、郡山町のみが5月末 その他の市町は4月末	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
桜島町に同じ。	150円	・弁償金額が異なる。 鹿児島市、吉田町 100円 郡山町 150円 桜島町、松元町 200円	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	入湯客1人1日 80円	・税率が異なる。 郡山町のみ80円	合併時に鹿児島市の税率に統一する。
吉田町に同じ。	・年齢15歳以下の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場で入湯行為のみの入湯者 ・高等学校の生徒で修学旅行中の者	・課税免除事由が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 事業所税			
事業所税資産割の納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人	課税なし。	課税なし。
資産割の課税標準	市内の事業所用家屋の床面積		
資産割の税率	1㎡当たり600円		
資産割の免税点	合計床面積1,000㎡以下		
事業所税従業者割の納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人		
従業者割の課税標準	従業者給与総額		
従業者割の税率	0.25%		
従業者割の免税点	合計従業者数100人以下		

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
課税なし。	課税なし。	鹿児島市のみ課税。	<p>合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。 なお、新たに課税される吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。</p> <p>[4 町の区域の税率]</p> <p>合併の2年度目：資産割 200円 従業者割 0.08%</p> <p>合併の3年度目：資産割 400円 従業者割 0.16%</p> <p>合併の4年度目：資産割 600円 従業者割 0.25%</p>

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
6 固定資産税			
固定資産の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準 500㎡以上の非住宅建物(複合用途の場合は主たる用途で判断) ・土地 市街地宅地評価法(路線価方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準 全ての非木造家屋 ・土地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準 車庫等の簡易な建物以外の非木造家屋 ・土地 吉田町に同じ。
納期	第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 9月15日～9月30日 第4期 12月15日～12月28日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月31日
固定資産税の不均一課税	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光ホテル整備法第3条の規定によって登録を受けたホテル業の用に供する建物 税率 1.12% ・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法138条第1項に規定する耐火建築物に該当する家屋 税率 1.05% 	なし。	なし。
固定資産税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困により公私の扶助を受ける者の固定資産 ・災害により著しく価値を減じた固定資産 ・特別の事情のあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困により公私の扶助を受ける者の固定資産 ・公益のため直接専用する固定資産 ・災害により著しく価値を減じた固定資産 	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準 S, RC, SRC造の居宅及び概ね100㎡以上の工場など 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準 吉田町に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
<ul style="list-style-type: none"> ・土地 市街地宅地評価法及びその他の宅地評価法の併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 吉田町に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法が異なる。 鹿児島市のみ全域について市街地宅地評価法を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> 当面現行どおりとし、合併後の市全体の地域的均衡を考慮し、所要の措置を行うものとする。
第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・納期が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
なし。	なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市のみ不均一課税の税条例規定有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
吉田町に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困により公私の扶助を受ける者の固定資産 ・公益のため直接専用する固定資産 ・災害により著しく価値を減じた固定資産 ・特別の事情のあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免事由が異なる。 ・鹿児島市において、公益のため直接専用する固定資産については、課税免除で対応。 ・鹿児島市、郡山町に、特別の事情のある場合の減免規定が有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
7 都市計画税 都市計画税の納税義務者	都市計画区域内のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 0.3% (制限税率)	課税していない (都市計画区域有り) (線引きなし)	課税不可 (都市計画区域なし)

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町と同じ。	吉田町と同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市のみ課税。 ・桜島町は都市計画区域なし。 ・桜島町以外は都市計画区域あるも線引きなし 	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	
8 納税貯蓄組合 納税貯蓄組合等の有無	納貯法に基づく組織	有	該当なし。	
	上記以外の組織	該当なし。	有	
	納税貯蓄組合等に対する補助金等の有無	補助金	有	該当なし。
		報償金	有	鹿児島市に同じ。
9 前納報奨金	該当なし。	有	吉田町に同じ。	

(様式2) その2

(14) 地方税の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合は、鹿児島市のみ有。 ・納税貯蓄組合法に基づかない組織は、吉田町、桜島町、松元町に有。 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	該当なし。		
該当なし。	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は、鹿児島市のみ有。 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・報償金は、鹿児島市、吉田町、松元町に有。 	
吉田町に同じ。	該当なし。(16年度から廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市及び郡山町はなし。 	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

(15) 国民健康保険事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	賦課方式											B	
2	税率(基礎課税分)											B	
3	税率(介護納付金課税分)											B	
4	納期(回数、納期月)											B	
5	納税・徴収体制 納付組合制度					x						A	
6	国保基金及び保有額(平成13年度末現在)	x										C	
7	出産費資金貸付制度(基金,又は事業費計上)											B	
8	給付の内容(葬祭費)											B	
9	国保の保健事業											B	
10	国保運営協議会											B	
11	国保診療施設事業	x	x					x	x				
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 賦課方式	3方式 (所得割、均等割、平等割)	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	吉田町に同じ
2 税率(基礎課税分)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の9.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 27,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の8.2 ・資産割 100分の30.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 24,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の9.98 ・資産割 100分の53.70 ・均等割 24,100円 ・平等割 18,000円
3 税率(介護納付金課税分)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の1.25 ・均等割 5,400円 ・平等割 4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の0.84 ・資産割 100分の7.00 ・均等割 5,500円 ・平等割 3,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の1.36 ・資産割 100分の12.17 ・均等割 6,500円 ・平等割 3,500円
4 納期(回数、納期月)	10回 6月から3月まで毎月	9回 5月, 6月, 7月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月	6回 5月, 6月, 8月, 9月, 11月, 2月

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町と同じ	鹿児島市と同じ	鹿児島市及び郡山町のみ3方式。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の賦課方式によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の賦課方式に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 6.2 ・資産割 100分の 35.0 ・均等割 23,000円 ・平等割 25,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 12.8 ・均等割 25,000円 ・平等割 32,500円 	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 0.64 ・資産割 100分の 4.2 ・均等割 5,400円 ・平等割 3,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 1.6 ・均等割 6,000円 ・平等割 4,000円 	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
10回 5月から2月まで毎月	鹿児島市と同じ	納期回数と納期月が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の納期回数及び納期月によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 納税・徴収体制 保険委員制度 納付組合制度 納税嘱託員制度	あり(350名) あり(477組合) あり(4名)	なし あり(52組合) あり(0名)	なし なし なし
6 国保基金及び保有額(平成13年度 未現在)	なし	あり 187,585,713円	あり 93,671,749円
7 出産費資金貸付制度(基金,又は 事業費計上)	あり 事業費 360万円	あり 基金 120万円	あり 基金 100万円
8 給付の内容(葬祭費)	支給額20,000円	鹿児島市と同じ。	支給額10,000円
9 国保の保健事業 はり・きゅう補助 人間ドック補助 脳ドック補助 健康づくり啓発事業	1,100円/回、年間60回/1人 検査料の半額以内 検査料の半額以内 広報紙配布、健康パンフレット配付、保健所 と連携して健康指導・教室を実施	なし 検査料の7割以内(50,000円限度) なし 広報紙年2回配布、健康パンフレット配付、 福祉健康まつり等を実施	なし(福祉事業で実施1,000円/回) 20,000円(無受診者40,000円) なし 町広報紙に記事掲載、医薬品・啓発パンフ レット配付、無受診世帯表彰制度、健康づくり 大会等を実施

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
なし なし あり(0名)	なし なし あり(1名)	鹿児島市のみ。 鹿児島市、吉田町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町のみ。	合併後3年を目途に納税・徴収体制の整備を図る。
あり 154,674,816円	あり 28,438,747円	鹿児島市のみ基金なし。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (4町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
あり 基金 100万円	あり 基金 120万円	4町は基金有り。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (4町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
支給額 24,000円	松元町と同じ	支給額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の支給額に統一する。
1,000円/回、年間24回/1人 検査コース別補助(29,000円限度) なし 婦人健診(34,000円限度) 広報紙配布、健康啓発パンフレット配付、健康指導等を実施	なし(福祉事業で実施 500円/回) 検査料の7割以内 なし 広報紙配布、健康カレンダーの配付、健康教室・健康指導等を実施	補助額等が異なる。(桜島町、郡山町は福祉事業で実施。) 補助率等が異なる。 鹿児島市のみ。 実施事業に違いがある。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。(2町において全町民を対象に福祉事業として実施している はり・きゅう補助事業は国保加入者のみの制度として実施し、また、各町で開催している健康福祉関連イベントは、関係部会と協議調整する。)

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 国保運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 5人 ・保健医等代表 5人 ・公益代表 5人 ・被用者保険代表 3人 <li style="text-align: right;">合計 18人 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 <li style="text-align: right;">合計 9人 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 2人 ・保健医等代表 2人 ・公益代表 2人 ・被用者保険代表 0人 <li style="text-align: right;">合計 6人
11 国保診療施設事業	なし	なし	小池診療所と西道診療所を委託方式で運営している。

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 <li style="padding-left: 20px;">合計 9人 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 <li style="padding-left: 20px;">合計 9人 	鹿児島市のみ被用者保険代表を委員に採用している。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
なし	なし	桜島町のみ。	合併までに診療施設の取扱いを決定する。

(16) ごみ処理事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	ごみ処理手数料(有料指定袋)	x					B	
2	家庭ごみの分別品目数						B	
3	家庭ごみの収集回数						B	
4	家庭ごみの収集形態						A	
5	粗大ごみ収集			x			B	
6	家庭ごみステーションボックス設置補助事業	x		x			B	
7	事業所ごみの収集形態	x	x		x		B	
8	事業所ごみの多量排出事業所指導			x			B	
9	一般廃棄物の焼却処理体制						B	
10	一般廃棄物の埋立処分体制						B	
11	一般廃棄物埋立処分場跡地の管理						A	
12	資源物の処理体制						A	
13	ごみの分別収集推進PR事業						B	
14	ごみの減量化・資源化啓発事業		x	x	x		B	
15	まち美化活動の支援事業						B	
16	生ごみ処理機器設置費補助事業						B	
17	資源物回収活動補助事業						B	
18	一般廃棄物収集運搬業の許可事務						B	
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 ごみ処理手数料 (有料指定袋)	該当なし。	指定している。 燃やせるごみ 27円・16円 燃やせないごみ 30円・20円 缶・びん・ペットボトル 25円・20円	指定している。 可燃ごみ 40円・20円・12円 不燃ごみ 40円・20円 資源ごみ 50円・25円・20円
2 家庭ごみの分別品目数	13分別	9分別	9分別
3 家庭ごみの収集回数	もやせるごみ 週2回 もやせないごみ 週1回 缶・びん 月2～3回 ペットボトル 月2～3回 新聞・チラシ 月2～3回 段ボール 月2～3回 雑誌類 月2回 紙箱・包装紙 月2回 衣類 月2回 プラスチック容器類 週1回 紙パック 月1回 乾電池 月1回 蛍光灯 月1回	燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月2～3回 缶 月1回 びん 月1回 ペットボトル 月1回 新聞紙・チラシ 月1回 ダンボール 月1回 雑誌・コピ-用紙 月1回 封筒・箱類 月1回 飲料用紙パック 月1回	燃やせるごみ 週3回 その他プラスチック類 月6回 びん・ガラス 週1回 缶類・金属類 週1回 ペットボトル 週1回 古紙類(新聞・チラシ) 週1回 古紙類(段ボール) 週1回 古紙類(雑誌類) 週1回 プラスチック容器類 月6回
4 家庭ごみの収集形態	直営 パッカー車 57 平ボディ車 1 一部委託 22社 パッカー車 38 平ボディ車 0	全町域委託 3社 パッカー車 7 平ボディ車 0	全町域委託 1社 パッカー車 2 平ボディ車 1

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
指定している。 燃やせるごみ 31円・15.5円 もやせないごみ 31円・15.5円 資源物 31円・15.5円	指定している。 もやせるごみ 50円 もやせないごみ 40円 資源物 30円	吉田町、桜島町、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (家庭ごみの収集は無料とする。)
8分別	13分別	ごみ・資源物の分別品目数が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(分別品目数)に統合する。
燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月1回 紙類 月1回 ビン 月1回 カン 月2回 ペットボトル 月2回 プラスチック容器類 週1回 有害ごみ 年2回 (乾電池、蛍光灯、かがみ、水銀体温計)	もやせるごみ 週2回 もやせないごみ 月1回 缶 月1回 びん 月1回 ペットボトル 月1回 紙パック 月1回 新聞・チラシ 月1回 段ボール 月1回 雑誌・本 月1回 布類 月1回 廃プラスチック類 週1回 発泡スチロール・トレイ (白色のみ) 月1回 有害ごみ 月1回 (蛍光管、かがみ、乾電池)	収集回数が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(収集回数)に統合する。
全町域委託 2社 パッカー車 7 平ボディ車 4	全町域委託 1社 パッカー車 2 平ボディ車 1	直営があるのは鹿児島市のみ。	現行どおりとする。 (4町は委託とする。)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 粗大ごみ収集	戸別収集 (電話申込受付)	ステーション収集 (年2回)	該当なし。
6 家庭ごみステーションボックス 設置補助事業	該当なし。	工事費の2/3 上限 5万円	該当なし。(ボックスを町が設置。)
7 事業所ごみの収集形態	行政収集はしない。 許可業者 279社	鹿児島市に同じ。 許可業者 3社 (家庭ごみ委託業者と同様)	多量排出事業所を除き、行政収集を行う。 許可業者 0社
8 事業所ごみの多量排出 事業所指導	多量排出事業者を対象に、減量化・資源化の啓 発・指導を行っている。	多量排出事業所への指導を実施している。	該当なし。
9 一般廃棄物の焼却処理 体制	北部清掃工場 450 トン/日 南部清掃工場 300 トン/日 焼却灰は横井埋立処分場へ	姶良郡西部衛生処理組合 吉田清掃センター 50 トン/日 焼却灰は県外の民間業者へ	桜島町クリーンセンター 10 トン/日 焼却灰は県外の民間業者へ

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
戸別収集 (日置塵芥処理組合が収集) (電話申込受付)	戸別収集 (日置塵芥処理組合が収集) (電話申込受付)	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (桜島町のみ行政収集していない。)	合併時に鹿児島市の制度(戸別収集)に統合する。
材料費 上限 5万円	工事費 上限 5万円	吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (鹿児島市は補助していない。桜島町は町が設置している。)	吉田町、松元町及び郡山町の補助事業は合併時に廃止し、合併する年度の翌年度に新たな制度を再編する。
鹿児島市に同じ。 許可業者 2社	桜島町に同じ 許可業者 4社	収集形態が異なる。 (桜島町、郡山町は行政収集をしている。)	合併時に鹿児島市の制度(行政収集はしない)に統合する。
1日平均排出量30kg以上の事業所に対しては自己処理(運搬)するように指導している。	1日平均排出量30kg以上の事業所に対しては自己処理(運搬)するように指導している。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (桜島町では行っていない。)	合併時に鹿児島市の制度(事業所指導基準等)に統合する。
日置地区塵芥処理組合 クリーン・リサイクルセンター 81トン/日 焼却灰は一部事務組合の埋立処分場へ	松元町に同じ。	焼却施設が独自施設であるか、共同施設であるかが異なる。 焼却灰の処理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (鹿児島市の北部・南部清掃工場で処理する。)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 一般廃棄物の埋立処分体制	管理型埋立処分場	安定型埋立処分場	吉田町に同じ。
11 一般廃棄物埋立処分場跡地の管理	7箇所 道路・法面の管理 水質調査 浸出水の処理	1箇所 道路・法面の管理 水質調査	1箇所 水質調査
12 資源物の処理体制	中間処理は直営・委託 資源化は指定法人ルート・独自ルート 中間処理 古紙類 } 民間 缶・びん } ペットボトル } リサイクル プラスチック容器類 } プラザ	中間処理は委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 } 缶・びん } 民間 ペットボトル }	吉田町に同じ。
13 ごみの分別収集推進PR事業	ごみ出しカレンダーの作成・配布 (全戸) 28万枚 「家庭のごみ・資源物の正しい出し方」パンフレット作成・配布 分別収集違反シール	ごみカレンダーの作成・配布 (全戸 4,500戸) 古紙回収用紙ひもの配布 (全戸)	ごみ分別収集カレンダーの作成・配布 (全戸 2,300戸) 違反シール 広報紙への掲載
14 ごみの減量化・資源化啓発事業	ごみ減量・分別説明会 社会科学習資料作成 ごみ減量化・リサイクル推進週間推進 キャンペーン ごみ減量化・資源化児童作品 コンクール ごみ減量ショー	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	管理型を使用しているのは鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。(吉田町及び桜島町の処分場は休止する。)
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	管理体制・方法が異なる。	現行どおりとする。
中間処理は一部事務組合・委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 } 民間 缶・びん } ペットボトル } クリーンサイクルセンター プラスチック容器類 }	松元町に同じ。	中間処理の形態が異なる。	松元町、郡山町については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。(直営と委託の併用)吉田町及び桜島町については、現行どおりとする。
ごみ収集日程表の作成・配布 (全戸 5,500枚) チラシの作成・配布(全戸) 分別収集違反シール 公共施設へのポスター等の掲示	ごみ分別ポスターの配布 (全戸 3,200枚) 収集指定日一覧表の作成・配布 (全戸) 分別収集違反シール	PR方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(事業内容)に統合する。
該当なし。	市民団体の会合へ職員が出向き、 分別説明を行う。 5.30清掃活動の呼びかけ	啓発への取組みが異なる。	合併時に鹿児島市の制度(事業内容)に統合する。

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
15 まち美化活動の支援事業	市民団体が行う地域美化活動で集まったごみを運搬・処理することで、市民の自発的なまち美化活動を促進し、市民意識の啓発高揚を図っている。	ボランティア団体等で美化活動を実施する際、ごみ袋を支給している。	衛生協会から、自治公民館組織へごみ袋を支給している。
16 生ごみ処理機器設置費補助事業	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円 その他 購入価格の1/2 上限 3,000円	電気式 15,000円 その他 購入価格の1/2	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円
17 資源物回収活動補助事業	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 6 円/kg 金属類 3 円/kg 古繊維類 3 円/kg 空きびん類 3 円/本 回数補助 (実施回数 - 1) × 3,000円 上限 15,000円	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 5 円/kg 古布類 5 円/kg 古びん類 3 円/本 その他資源ごみ 3 円/本 回数補助 (実施回数 - 1) × 5,000円 上限 20,000円	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 5 円/kg
18 一般廃棄物収集運搬業の許可事務	許可要件 ・法人であること。 ・市内に事務所・車庫があること。 ・指定する廃棄物のセミナーを修了していること。	許可要件 ・県内に事務所・車庫があること。	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
地域・ボランティア等による清掃作業等については、町指定袋を無料提供している。また、クリーンリサイクルセンターへ直接搬入を行なうときは手数料を減免している。	公共の福祉に寄与すると認められるボランティア活動等で、町に登録した団体に対しごみ袋を支給している。	支援内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（事業内容）に統合する。
電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円 その他 購入価格の1/2 上限 2,000円	補助内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（補助内容）に統合する。
回収量補助 品目 補助単価 古紙類 4 円/kg 古布類 4 円/kg 古びん類 大1.5 円/本 古びん類 小1 円/本 アルミ缶 2 円/kg スチール缶 2 円/kg	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 3 円/kg 古布類 3 円/kg 生きびん類 1.5 円/本	補助内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（補助内容）に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	許可要件が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（許可要件）に統合する。

(17) し尿処理事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(17) し尿処理事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	し尿等の収集形態						A	
2	し尿等収集運搬業の許可要件						B	
3	し尿等の処理体制						B	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(17) し尿処理事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 し尿等の収集形態	し尿 委託業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 11社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 1社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 3社
2 し尿等収集運搬業の許可要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・市の指定するセミナーに出席すること。 ・事務所、車庫が市内に所在すること。 ・バキューム方式の車両があること。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、車庫が県内に所在すること。 	吉田町に同じ。
3 し尿等の処理体制	陸上処理。 衛生処理センター 170 kl / 日	鹿児島市に同じ。 始良郡西部衛生処理組合西始良クリーンセンター 195 kl / 日	海洋投入。

(様式2) その2

(17) し尿処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 2社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 2社	し尿について、鹿児島市は委託。吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は許可業者で収集している。	現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。
吉田町と同じ。	吉田町と同じ。	許可要件が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。ただし、事務所・車庫の所在地要件については、当分の間、現行どおりとする。
桜島町と同じ。	桜島町と同じ。	処理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (全て陸上処理するものとし、鹿児島市衛生処理センターで処理する。)

(18) 環境衛生事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	そ族衛生害虫駆除業務				x	x	B	
2	まち美化運動						B	
3	克灰袋配布事業			x	x	x	B	
4	空地管理指導					x	B	
5	共同墓地助成事業		x		x	x	B	
6	無縁墓地清掃委託事業	x	x	x	x		C	
7	火葬経費補助事業	x	x				C	
8	自然遊歩道利用促進事業			x	x	x	B	
9	環境基本計画の策定		x	x	x		B	
10	率先行動計画の推進		x	x	x		B	
11	公害対策審議会		x	x	x		B	
12	自然環境保全審議会		x	x	x		B	
13	「樹木園千年の森」の維持管理	x	x	x	x		A	
14	騒音振動防止対策事業			x		x	B	
15	水質汚濁防止対策事業						B	
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 そ族衛生害虫駆除業務	感染症を予防し快適な生活環境を確保することを目的に、そ族衛生害虫の駆除を行うとともに、住民の衛生思想の啓発を図る。	感染症を予防し快適な生活環境を確保することを目的に、そ族衛生害虫の駆除を行うとともに、住民の衛生思想の啓発を図る。	衛生害虫に対する苦情・相談への対応を行う。
2 まち美化運動	清潔で住みよい生活環境づくりを目指し、自分たちのまちをより美しく快適に、行政と市民が一体となってその環境づくりに取り組む。	年2回(夏・冬)、町内一斉清掃を呼びかけ、町内の環境の美化と整備活動を展開する。	(1)夏季衛生週間 7月下旬に衛生週間を設定し、夏場の快適な生活環境づくりを目指す。 (2)観光週間(観光課所管事業) 11月上旬に「観光週間」を設定し、その初日に町内一斉美化清掃を行う。
3 克灰袋配布事業	桜島降灰対策の一環として、宅地内降灰の搬出に要する克灰袋を降灰のあった地域の一般家庭に無償配布する。	桜島降灰対策の一環として、宅地内降灰の搬出に要する克灰袋を降灰のあった地域の一般家庭に無償配布する。	該当なし。
4 空地管理指導	宅地等に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境の保全を確保する。	宅地内に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境の保全を確保する。	空き地に対する苦情、相談への対応を行う。 火災予防の面から消防係と連携しながら指導を行う。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (松元町及び郡山町においても、そ族衛生害虫駆除業務を実施する。)
県が行う「青少年ふるさと美化活動」の一環で年に1回、町内各種団体に清掃美化を呼びかける。(社会教育課) 社会教育課に設置されたボランティアセンターにおいて、年に1回ボランティアを募集し町内の清掃美化活動を行う。(社会教育課)	町衛生自治団体連合会、学校PTA及びその他のボランティア団体による自主的な美化活動に対し、ごみ収集袋を無償配布し、環境美化意識の高揚に努める。	実施内容、取り組み時期が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(実施内容等)に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度(降灰時の克灰袋の配布)に統合する。 (桜島町、松元町及び郡山町についても実施する。)
住宅地等に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境保全を確保する。 (1)住民等からの苦情により現地を調査 (2)防災、衛生面等からの空き地等の草払い管理等の指導	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町のみ。 空地の定義、指導内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(指導内容等)に統合する。

項 目	現 況						
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町				
5 共同墓地助成事業	<p>共同墓地の整備促進を図るため墓地管理組合に対し補助金を交付する。</p> <p>補助額等 (1)整備統合に係る改葬に要する経費：改葬許可1件につき2,000円 (2)環境整備に要する経費：補助対象経費の2分の1以内 (3)災害防止に要する経費：3分の2以内 (4)災害復旧に要する経費：3分の2以内</p> <p>給水栓設置を市で施工(1～3の条件をすべて満たす墓地管理組合) (1)墓石数が15基(納骨式墳墓5基)以上 (2)水道本管から給水栓までの距離が50m以内 (3)設置後墓地管理組合で水道料、修繕料その外の経費負担を含め自主管理すること。</p>	該当なし。	「共同墓地施設等の災害復旧に伴う補助金交付要綱」に基づき共同墓地の災害復旧に要する経費の90%以内の助成。				
6 無縁墓地清掃委託事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。				
7 火葬経費補助事業	該当なし。	該当なし。	<table border="0"> <tr> <td>13歳以上</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>13歳未満</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	13歳以上	8,000円	13歳未満	5,000円
13歳以上	8,000円						
13歳未満	5,000円						

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは補助内容及び補助金額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(補助基準等)に統合する。
該当なし。	社会福祉協議会に対する無縁墓地清掃委託料 20,000円	郡山町のみ。	廃止する。
13歳以上 5,000円 13歳未満 3,500円	火葬料の2分の1。	桜島町、松元町及び郡山町のみ。	廃止する。

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 自然遊歩道利用促進事業	美しい自然と豊かな歴史・文化財に接し、自然とのふれあいを深めることによって自然を愛護する意識を高めるために、自然遊歩道を設置している。(6カ所7コース) ・道標、樹木名板等の設置 ・維持管理(草刈り、路面整備等) ・イラストマップの作成 ・協力員10名(月3,500円の謝金)	美しい自然とのふれあいを深めることによって自然を愛護する意識を高めるために、自然遊歩道を設置している。 ・花と緑に親しむむらづくり事業(ふれあいの森づくり) (事業箇所) 牟礼岡散策道、三重岳遊歩道 (事業内容) 遊歩道看板、コース案内図	該当なし。
9 環境基本計画の策定	(策定年)平成12年10月 (期 間)平成12～23年度 (業 務)環境政策推進会議開催 年次報告書の作成	該当なし。	該当なし。
10 率先行動計画の推進	(策定年)平成12年10月 (期 間)平成13～17年度 (業 務)各職場の取組状況把握 職員研修会の開催 (備 考)温暖化対策推進法に基づく 「実行計画」含む。	該当なし。	該当なし。
11 公害対策審議会	市長の諮問機関。 (1)所掌事項 公害対策の基本方針の策定 公害の予防対策及び被害対策 その他生活環境の保全の重要事項 (2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：学識経験者、市民の代表者 任期：2年 (3)委員報酬(日額) 会長：11,500円 委員10,300円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 鹿児島市と吉田町とは維持管理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（維持管理方法等）に統合する。
該当なし。	平成15年度策定予定。	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは計画内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（計画内容）に統合する。
該当なし。	平成15年度策定予定。	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは計画内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（行動内容、目標）に統合する。
該当なし。	環境審議会 町長の諮問機関。 (1)所掌事項 環境基本計画 その他環境の保全の基本的事項 (2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：有識者、行政機関の職員 町長が必要と認める者 任期：2年 (3)委員報酬（日額） 委員・会長：5,100円	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは、委員の構成及び報酬額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (郡山町の環境審議会は廃止する。)

行政制度等の調整方針(案)

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 自然環境保全審議会	市長の諮問機関。 (1)所掌事項 自然環境保護等の基本的施策策定 緑化基本方針 保護地区等の指定及び解除 その他自然環境保全の重要事項 (2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：学識経験者、市民の代表者 任期：2年 (3)委員報酬(月額) 会長：11,500円 委員10,300円	該当なし。	該当なし。
13 「樹木園千年の森」の維持管理	該当なし。	該当なし。	該当なし。
14 騒音振動防止対策事業	市民の生活環境を保全し、市民の健康の保護に資するため、法に基づく、騒音・振動の測定並びに特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行う。	法に基づき、特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行う。	該当なし。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>環境審議会 町長の諮問機関。</p> <p>(1)所掌事項 環境基本計画 その他環境の保全の基本的事項</p> <p>(2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：有識者、行政機関の職員 町長が必要と認める者 任期：2年</p> <p>(3)委員報酬(日額) 委員・会長：5,100円</p>	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは、委員の構成及び報酬額が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (郡山町の環境審議会は廃止する。)</p>
該当なし。	<p>「郡山町樹木園千年の森の設置及び管理に関する条例」に基づき、森林及び林業に関する理解を深めるとともに、自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、設置している。 (所管課：農林課林務係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 71,534㎡ ・案内板、石碑の設置 ・監視員1名(年額 94,500円) 	<p>郡山町のみ。</p>	<p>現行どおりとする。(合併時に鹿児島市に引き継ぐ)</p>
<p>騒音規制、振動規制法に基づく、特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行い対策を進める。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町及び松元町のみ。 鹿児島市と吉田町及び松元町とは、自動車騒音調査を鹿児島市のみで実施する点異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度(調査基準)に統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 水質汚濁防止対策事業	市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、法に基づく常時監視とは別に、河川環境の一般調査公共用水域の汚染状況の把握を行う。	河川・水路等の水質の汚染状況を把握し、公共用水域の水質保全に資する。	海水浴場の汚染状況を把握する。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
河川や地下水の水質の常時監視を行う。	河川や地下水の水質の常時監視を行う。	調査場所や調査内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(調査基準)に統合する。

(19) 上・下水道事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(19) 上・下水道事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	簡易水道組合等助成事業		x	x	x		B	
2	合併処理浄化槽設置整備補助事業						B	
3	合併処理浄化槽設置整備補助事業（単独事業）		x		x	x	B	
4	吉田町地域下水処理事業	x		x	x	x	A	
5	水道事業(上水道事業)		x	x	x	x	A	
6	水道事業(簡易水道事業)	x					B	
7	水道事業(料金)						B	
8	水道事業(料金無料対象)	x		x		x	C	
9	水道事業(負担金・加入金)			x			B	
10	水道事業(手数料)						B	
11	水道事業(督促手数料・延滞金)	x			x	x	C	
12	水道事業(工事負担金)			x	x	x	B	
13	水道事業(工事関係負担金)	x	x	x			C	
14	水道事業(検針・料金徴収)						B	
15	水道事業(水道計画)						B	
16	公共下水道事業		x	x	x	x	A	
17	公共下水道事業(受益者負担金)		x	x	x	x	A	
18	公共下水道事業(下水道使用料)		x	x	x	x	A	
19	公共下水道事業(手数料)		x	x	x	x	A	
20	公共下水道事業(徴収)		x	x	x	x	A	

環境専門部会(番号1~4)・水道専門部会(番号5~21)

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	公共下水道事業(水洗化への助成・融資制度)		x	x	x	x	A	
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 簡易水道組合等助成事業	簡易水道組合等が行う施設改良工事等に対し、助成を行う。	該当なし。	該当なし。
2 合併処理浄化槽設置整備補助事業	1. 対象 住宅及び集会施設で50人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6 ~7 人槽 411,000円 8 ~10人槽 519,000円 11~20人槽 654,000円 21~30人槽 1,110,000円 31~50人槽 1,491,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6~7 人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 409,000円 6~7 人槽 613,000円 8~10人槽 854,000円
3 合併処理浄化槽設置整備補助事業 (単独事業)	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えを行なう者に、通常の補助額に20万円を加算する。	該当なし。	鹿児島市に同じ。

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	町営水道施設のない地域における飲料水供給施設事業に対して、補助金を交付する。	鹿児島市及び郡山町のみ。 助成内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（助成内容）に統合する。
1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6~7 人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6~7 人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	鹿児島市と他の4町とは補助対象が異なる。 鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町と桜島町とは補助額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（補助額）に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度（補助額）に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
4 吉田町地域下水処理事業	該当なし。	<p>吉田町地域下水処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：吉田町における住宅用地等の居住者が排除する汚水を処理する。 ・処理区域：牟礼岡団地及び牧集落の一部 ・計画人口：4400人 ・施設概要：地域下水処理施設（大型合併処理浄化槽） ・供用開始：昭和53年5月、平成8年度から町が管理 ・会計：特別会計 ・地域下水処理事業財政調整基金 116,915千円（13年度末現在高） ・下水処理料金表 	該当なし。

基本料金	従 量 料 金	
	排 除 汚 水 量	金額
600円	1～5 m ³	1m ³ につき 60円
	6～10 m ³	1m ³ につき 60円
	11～20 m ³	1m ³ につき 70円
	21～30 m ³	1m ³ につき 80円
	31～40 m ³	1m ³ につき 90円
	41～50 m ³	1m ³ につき 100円
	51～100 m ³	1m ³ につき 110円
	101 m ³ 以上	1m ³ につき 120円

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ぐものとする。 (吉田町地域下水処理事業財政調整基金は、合併時に廃止し、合併後の市において新たに基金を設置したうえで、引き継ぐものとする。)

項 目	現 況																																																
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町																																														
5 水道事業(上水道事業)	(平成13年度末現在)	該当なし。	該当なし。																																														
	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>上水道事業</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>会計方式</td> <td>企業会計</td> </tr> <tr> <td>地公法適用の有無</td> <td>全部適用</td> </tr> <tr> <td>行政区域内人口 A</td> <td>549,100 人</td> </tr> <tr> <td>給水区域内人口 B</td> <td>531,900 人</td> </tr> <tr> <td>給水人口 C</td> <td>510,600 人</td> </tr> <tr> <td>普及率 C/A</td> <td>92.99 %</td> </tr> <tr> <td>C/B</td> <td>96.00 %</td> </tr> <tr> <td>給水件数</td> <td>242,925 件</td> </tr> <tr> <td>施設能力</td> <td>246,000 m³</td> </tr> <tr> <td>内訳 河川水3箇所</td> <td>178,800 m³</td> </tr> <tr> <td>地下水18箇所</td> <td>40,900 m³</td> </tr> <tr> <td>湧水19箇所</td> <td>26,300 m³</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>65,461,681 m³</td> </tr> <tr> <td>一日最大給水量</td> <td>206,614 m³</td> </tr> <tr> <td>一日平均給水量</td> <td>179,347 m³</td> </tr> <tr> <td>年間総有収水量</td> <td>59,619,292 m³</td> </tr> <tr> <td>原単位</td> <td>20.41 m³</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>91.08 %</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>180.16 円</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>182.18 円</td> </tr> <tr> <td>水道関係職員数</td> <td>261 人</td> </tr> </table>	事業名	上水道事業	箇所数	1	会計方式	企業会計	地公法適用の有無	全部適用	行政区域内人口 A	549,100 人	給水区域内人口 B	531,900 人	給水人口 C	510,600 人	普及率 C/A	92.99 %	C/B	96.00 %	給水件数	242,925 件	施設能力	246,000 m ³	内訳 河川水3箇所	178,800 m ³	地下水18箇所	40,900 m ³	湧水19箇所	26,300 m ³	年間給水量	65,461,681 m ³	一日最大給水量	206,614 m ³	一日平均給水量	179,347 m ³	年間総有収水量	59,619,292 m ³	原単位	20.41 m ³	有収率	91.08 %	供給単価	180.16 円	給水原価	182.18 円	水道関係職員数	261 人		
事業名	上水道事業																																																
箇所数	1																																																
会計方式	企業会計																																																
地公法適用の有無	全部適用																																																
行政区域内人口 A	549,100 人																																																
給水区域内人口 B	531,900 人																																																
給水人口 C	510,600 人																																																
普及率 C/A	92.99 %																																																
C/B	96.00 %																																																
給水件数	242,925 件																																																
施設能力	246,000 m ³																																																
内訳 河川水3箇所	178,800 m ³																																																
地下水18箇所	40,900 m ³																																																
湧水19箇所	26,300 m ³																																																
年間給水量	65,461,681 m ³																																																
一日最大給水量	206,614 m ³																																																
一日平均給水量	179,347 m ³																																																
年間総有収水量	59,619,292 m ³																																																
原単位	20.41 m ³																																																
有収率	91.08 %																																																
供給単価	180.16 円																																																
給水原価	182.18 円																																																
水道関係職員数	261 人																																																

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況																																																																																												
	鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町																																																																																										
6 水道事業(簡易水道事業)	該当なし。	<p style="text-align: center;">(平成13年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業名</td> <td>簡易水道事業</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>会計方式</td> <td>特別会計</td> </tr> <tr> <td>地公法適用の有無</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>行政区域内人口 A</td> <td>11,889 人</td> </tr> <tr> <td>給水区域内人口 B</td> <td>11,744 人</td> </tr> <tr> <td>給水人口 C</td> <td>11,420 人</td> </tr> <tr> <td>普及率 C/A</td> <td>96.06 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C/B</td> <td>97.24 %</td> </tr> <tr> <td>給水件数</td> <td>4,280 件</td> </tr> <tr> <td>施設能力</td> <td>6,953 m3</td> </tr> <tr> <td>内訳 河川水1箇所</td> <td>300 m3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地下水11箇所</td> <td>5,447 m3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">湧水5箇所</td> <td>1,206 m3</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>1,368,751 m3</td> </tr> <tr> <td>一日最大給水量</td> <td>4,688 m3</td> </tr> <tr> <td>一日平均給水量</td> <td>3,750 m3</td> </tr> <tr> <td>年間総有収水量</td> <td>1,290,155 m3</td> </tr> <tr> <td>原単位</td> <td>26.61 m3</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>94.26 %</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>132.45 円</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>116.34 円</td> </tr> <tr> <td>水道関係職員数</td> <td>5(内兼務1) 人</td> </tr> <tr> <td>基金及び保有額</td> <td>あり 162,936,000 円</td> </tr> </table>	事業名	簡易水道事業	箇所数	6	会計方式	特別会計	地公法適用の有無	非適用	行政区域内人口 A	11,889 人	給水区域内人口 B	11,744 人	給水人口 C	11,420 人	普及率 C/A	96.06 %	C/B	97.24 %	給水件数	4,280 件	施設能力	6,953 m3	内訳 河川水1箇所	300 m3	地下水11箇所	5,447 m3	湧水5箇所	1,206 m3	年間給水量	1,368,751 m3	一日最大給水量	4,688 m3	一日平均給水量	3,750 m3	年間総有収水量	1,290,155 m3	原単位	26.61 m3	有収率	94.26 %	供給単価	132.45 円	給水原価	116.34 円	水道関係職員数	5(内兼務1) 人	基金及び保有額	あり 162,936,000 円	<p style="text-align: center;">(平成13年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業名・箇所数</td> <td>簡易水道事業 3 飲料水供給施設 1</td> </tr> <tr> <td>会計方式</td> <td>企業会計</td> </tr> <tr> <td>地公法適用の有無</td> <td>一部適用(財務)</td> </tr> <tr> <td>行政区域内人口 A</td> <td>4,817 人</td> </tr> <tr> <td>給水区域内人口 B</td> <td>4,817 人</td> </tr> <tr> <td>給水人口 C</td> <td>4,795 人</td> </tr> <tr> <td>普及率 C/A</td> <td>99.54 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C/B</td> <td>99.54 %</td> </tr> <tr> <td>給水件数</td> <td>2,046 件</td> </tr> <tr> <td>施設能力</td> <td>6,717 m3</td> </tr> <tr> <td>内訳 地下水のみ</td> <td>6,717 m3</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>708,406 m3</td> </tr> <tr> <td>一日最大給水量</td> <td>2,805 m3</td> </tr> <tr> <td>一日平均給水量</td> <td>1,941 m3</td> </tr> <tr> <td>年間総有収水量</td> <td>639,265 m3</td> </tr> <tr> <td>原単位</td> <td>29.00 m3</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>90.24 m3</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>117.74 円</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>129.91 円</td> </tr> <tr> <td>水道関係職員数</td> <td>3(内兼務2) 人</td> </tr> <tr> <td>基金及び保有額</td> <td>なし</td> </tr> </table>	事業名・箇所数	簡易水道事業 3 飲料水供給施設 1	会計方式	企業会計	地公法適用の有無	一部適用(財務)	行政区域内人口 A	4,817 人	給水区域内人口 B	4,817 人	給水人口 C	4,795 人	普及率 C/A	99.54 %	C/B	99.54 %	給水件数	2,046 件	施設能力	6,717 m3	内訳 地下水のみ	6,717 m3	年間給水量	708,406 m3	一日最大給水量	2,805 m3	一日平均給水量	1,941 m3	年間総有収水量	639,265 m3	原単位	29.00 m3	有収率	90.24 m3	供給単価	117.74 円	給水原価	129.91 円	水道関係職員数	3(内兼務2) 人	基金及び保有額	なし
事業名	簡易水道事業																																																																																												
箇所数	6																																																																																												
会計方式	特別会計																																																																																												
地公法適用の有無	非適用																																																																																												
行政区域内人口 A	11,889 人																																																																																												
給水区域内人口 B	11,744 人																																																																																												
給水人口 C	11,420 人																																																																																												
普及率 C/A	96.06 %																																																																																												
C/B	97.24 %																																																																																												
給水件数	4,280 件																																																																																												
施設能力	6,953 m3																																																																																												
内訳 河川水1箇所	300 m3																																																																																												
地下水11箇所	5,447 m3																																																																																												
湧水5箇所	1,206 m3																																																																																												
年間給水量	1,368,751 m3																																																																																												
一日最大給水量	4,688 m3																																																																																												
一日平均給水量	3,750 m3																																																																																												
年間総有収水量	1,290,155 m3																																																																																												
原単位	26.61 m3																																																																																												
有収率	94.26 %																																																																																												
供給単価	132.45 円																																																																																												
給水原価	116.34 円																																																																																												
水道関係職員数	5(内兼務1) 人																																																																																												
基金及び保有額	あり 162,936,000 円																																																																																												
事業名・箇所数	簡易水道事業 3 飲料水供給施設 1																																																																																												
会計方式	企業会計																																																																																												
地公法適用の有無	一部適用(財務)																																																																																												
行政区域内人口 A	4,817 人																																																																																												
給水区域内人口 B	4,817 人																																																																																												
給水人口 C	4,795 人																																																																																												
普及率 C/A	99.54 %																																																																																												
C/B	99.54 %																																																																																												
給水件数	2,046 件																																																																																												
施設能力	6,717 m3																																																																																												
内訳 地下水のみ	6,717 m3																																																																																												
年間給水量	708,406 m3																																																																																												
一日最大給水量	2,805 m3																																																																																												
一日平均給水量	1,941 m3																																																																																												
年間総有収水量	639,265 m3																																																																																												
原単位	29.00 m3																																																																																												
有収率	90.24 m3																																																																																												
供給単価	117.74 円																																																																																												
給水原価	129.91 円																																																																																												
水道関係職員数	3(内兼務2) 人																																																																																												
基金及び保有額	なし																																																																																												

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)		
松 元 町	郡 山 町				
(平成13年度末現在)		簡易水道事業の取扱い。 吉田町、松元町のみ基金あり。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の上水道事業に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (吉田町及び松元町の基金条例は合併までに廃止し、合併時に鹿児島市に設置される簡易水道事業特別会計の歳入に繰入れる。)		
(平成13年度末現在)					
事業名	簡易水道事業			事業名	簡易水道事業
箇所数	6			箇所数	4
会計方式	特別会計			会計方式	特別会計
地公法適用の有無	非適用			地公法適用の有無	非適用
行政区域内人口A	12,452 人			行政区域内人口A	8,201 人
給水区域内人口B	12,314 人			給水区域内人口B	7,875 人
給水人口C	12,292 人			給水人口C	6,698 人
普及率 C/A	98.72 %			普及率 C/A	81.67 %
C/B	99.82 %			C/B	85.05 %
給水件数	4,359 件			給水件数	2,735 件
施設能力	4,174 m3			施設能力	3,630 m3
内訳 深井戸19箇所	4,174 m3			内訳 地下水7箇所	1,210 m3
				湧水6箇所	2,420 m3
年間給水量	1,508,488 m3			年間給水量	782,723 m3
一日最大給水量	4,473 m3			一日最大給水量	2,252 m3
一日平均給水量	4,133 m3			一日平均給水量	1,728 m3
年間総有収水量	1,206,790 m3			年間総有収水量	664,899 m3
原単位	28.84 m3			原単位	20.26 m3
有収率	80.00 %	有収率	84.95 %		
供給単価	142.27 円	供給単価	147.49 円		
給水原価	134.90 円	給水原価	217.03 円		
水道関係職員数	3 人	水道関係職員数	2 人		
基金及び保有額	あり 167,481,000 円	基金及び保有額	なし		

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況																	
	鹿児島市					吉 田 町					桜 島 町							
7 水道事業(料金)	(1か月、税抜き)					(1か月、税抜き)					(1)月額(税込み)							
	用途	口径等 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円)		種 別	基本料金		水量料金		口径別	基本 料金	従 量 料 金					
				使用水量等	1m3について		口径別	料 金	水 量	単 価 (1m3あたり)			水 量	単 価 (1m3につき)				
	一 般 用	13	700	10m3まで		一般用	13mm	400円	1m3 ~ 5m3		13mm	336円	1m3 ~ 10m3					
				10m3を超え 20m3まで					6m3 ~ 10m3				11m3 ~ 50m3					
				20m3を超え 30m3まで					11m3 ~ 20m3				51m3 以上					
		30m3を超える分		21m3 ~ 30m3					1m3 ~ 50m3									
		25	1,680	50m3まで					25mm	1,100円			41m3 ~ 50m3		20mm	897円	1m3 ~ 50m3	
				50m3を超え 100m3まで									31m3 ~ 40m3				51m3 以上	
				100m3を超える分									41m3 ~ 50m3				1m3 ~ 50m3	
30		2,500	1m3について		30mm				1,600円	101m3以上			25mm	1,223円	51m3 以上			
			1m3について							101m3以上					1m3 ~ 100m3			
			1m3について							101m3以上					101m3 以上			
40	4,460	1m3について		40mm	2,700円	1m3あたり 220円		30mm	1,550円	101m3 以上								
		1m3について				1m3あたり 220円				101m3 以上								
		1m3について				1m3あたり 220円				101m3 以上								
50	8,790	1m3について		50mm	4,200円	1m3あたり 220円		以上	以上	101m3 以上								
		1m3について				1m3あたり 220円				101m3 以上								
		1m3について				1m3あたり 220円				101m3 以上								
75	20,460	1m3について		75mm	9,300円	1m3あたり 220円		(2)その他の料金		(1)に該当しないものの料金は1m3当たり 360円								
		1m3について				1m3あたり 220円		(3)料金の確定金額は10円未満の端数金額は切り捨てる。										
		1m3について				1m3あたり 220円		(3)料金の確定金額は10円未満の端数金額は切り捨てる。										
100	38,970	1m3について		100mm	15,500円	1m3あたり 220円		(基本料金 + 従量料金) × 1.05		= 水道料金								
		1m3について				1m3あたり 220円		10円未満切り捨て										
		1m3について				1m3あたり 220円		10円未満切り捨て										
150以上	102,370	1m3について		125mm	23,500円	1m3あたり 220円		(基本料金 + 水量料金) × 1.05		= 水道料金								
		1m3について				1m3あたり 220円		10円未満切り捨て										
		1m3について				1m3あたり 220円		10円未満切り捨て										
公衆浴場用	一般用に 同じ	一般用に 同じ	1m3について		特別用	一般用と同じ		1m3あたり 220円		(基本料金 + 従量料金) × 1.05								
			1m3について			一般用と同じ		1m3あたり 220円		= 水道料金								
			1m3について			一般用と同じ		1m3あたり 220円		10円未満切り捨て								
共用	1世帯に ついて	700	10m3まで		備考	・一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用 するもの。 ・特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。 ・口径別とはメーター器の口径をいう。												
			10m3を超え 20m3まで															
			20m3を超え 30m3まで															
私設消火栓	1個に ついて	1,500	使用時間5分までごとに		(基本料金 + 水量料金) × 1.05		= 水道料金		(基本料金 + 従量料金)		= 水道料金							
			使用時間5分までごとに		10円未満切り捨て		10円未満切り捨て											
			使用時間5分までごとに		10円未満切り捨て		10円未満切り捨て											
8 水道事業(料金無料対象)	該当なし。					公園 公民館 墓地					該当なし。							

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																		
松 元 町	郡 山 町																				
<p>(1か月、税抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>5m3まで</th> <th>6~10m3まで</th> <th>11~30m3まで</th> <th>31m3以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700円</td> <td>1m3につき 110円</td> <td>1m3につき 130円</td> <td>1m3につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>		基本		超過料金		5m3まで	6~10m3まで	11~30m3まで	31m3以上	700円	1m3につき 110円	1m3につき 130円	1m3につき 200円	<p>基本料金、従量料金ともに異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 合併する年度については現行どおりとする。</p> <p>(調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併する年度の翌年度は、合併前の鹿児島市と合併前の4町との料金格差の3/4を減額した金額とする。 合併する年度の翌々年度は、合併前の鹿児島市と合併前の4町との料金格差の2/4を減額した金額とする。 合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、合併前の鹿児島市と合併前の4町との料金格差の1/4を減額した金額とする。 						
基本		超過料金																			
5m3まで	6~10m3まで	11~30m3まで	31m3以上																		
700円	1m3につき 110円	1m3につき 130円	1m3につき 200円																		
<p>(基本料金 + 超過料金) × 1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>使用水量</th> <th>1m3当たり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1戸当たり 月額700円</td> <td>5m3まで</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>5m3を超え 10m3まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え 20m3まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>20m3を超え 30m3まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30m3を超え 40m3まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>40m3を超え 50m3まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m3を超える分</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(基本料金 + 水量料金) × 1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て</p>	基本料金	使用水量	1m3当たり金額	1戸当たり 月額700円	5m3まで	60円	5m3を超え 10m3まで	90円	10m3を超え 20m3まで	100円	20m3を超え 30m3まで	110円	30m3を超え 40m3まで	120円	40m3を超え 50m3まで	130円		50m3を超える分	160円
基本料金	使用水量	1m3当たり金額																			
1戸当たり 月額700円	5m3まで	60円																			
	5m3を超え 10m3まで	90円																			
	10m3を超え 20m3まで	100円																			
	20m3を超え 30m3まで	110円																			
	30m3を超え 40m3まで	120円																			
	40m3を超え 50m3まで	130円																			
	50m3を超える分	160円																			
<p>公園 墓地 (公民館については、基本料金のみ12ヶ月分徴収)</p>	<p>該当なし。</p>	<p>無料の対象が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>																		

項 目	現 況																																																																				
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町																																																																		
9 水道事業 (負担金・加入金)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">直結式 (税抜き)</th> </tr> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>13</td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>390,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>760,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,400,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>3,600,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>7,100,000円</td></tr> <tr><td>150</td><td>19,300,000円</td></tr> <tr><td>200</td><td>39,800,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">受水槽式 (税抜き)</th> </tr> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>13</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>375,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>585,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>1,140,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>5,400,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>10,650,000円</td></tr> <tr><td>150</td><td>28,950,000円</td></tr> <tr><td>200</td><td>59,700,000円</td></tr> </table>	直結式 (税抜き)		口径 (mm)	金額	13	70,000円	20	160,000円	25	250,000円	30	390,000円	40	760,000円	50	1,400,000円	75	3,600,000円	100	7,100,000円	150	19,300,000円	200	39,800,000円	受水槽式 (税抜き)		口径 (mm)	金額	13	105,000円	20	240,000円	25	375,000円	30	585,000円	40	1,140,000円	50	2,100,000円	75	5,400,000円	100	10,650,000円	150	28,950,000円	200	59,700,000円	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">直結式 (税抜き相当)</th> </tr> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>13</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>230,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>620,000円</td></tr> <tr><td>75以上</td><td>1,400,000円</td></tr> </table>	直結式 (税抜き相当)		口径 (mm)	金額	13	50,000円	20	105,000円	25	160,000円	30	230,000円	40	400,000円	50	620,000円	75以上	1,400,000円	該当なし。
直結式 (税抜き)																																																																					
口径 (mm)	金額																																																																				
13	70,000円																																																																				
20	160,000円																																																																				
25	250,000円																																																																				
30	390,000円																																																																				
40	760,000円																																																																				
50	1,400,000円																																																																				
75	3,600,000円																																																																				
100	7,100,000円																																																																				
150	19,300,000円																																																																				
200	39,800,000円																																																																				
受水槽式 (税抜き)																																																																					
口径 (mm)	金額																																																																				
13	105,000円																																																																				
20	240,000円																																																																				
25	375,000円																																																																				
30	585,000円																																																																				
40	1,140,000円																																																																				
50	2,100,000円																																																																				
75	5,400,000円																																																																				
100	10,650,000円																																																																				
150	28,950,000円																																																																				
200	59,700,000円																																																																				
直結式 (税抜き相当)																																																																					
口径 (mm)	金額																																																																				
13	50,000円																																																																				
20	105,000円																																																																				
25	160,000円																																																																				
30	230,000円																																																																				
40	400,000円																																																																				
50	620,000円																																																																				
75以上	1,400,000円																																																																				
10 水道事業(手数料)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事 事業者指定申請</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>設計審査 (新設・改造)</td> <td>20^{mm}以下 3,300円 25~40^{mm} 4,100円 50^{mm}以上 4,900円</td> </tr> <tr> <td>設計審査(修繕・撤去)</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>工事検査 (新設・改造)</td> <td>20^{mm}以下 4,900円 25~40^{mm} 5,800円 50^{mm}以上 6,600円</td> </tr> <tr> <td>工事検査(修繕・撤去)</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	指定給水装置工事 事業者指定申請	13,000円	設計審査 (新設・改造)	20 ^{mm} 以下 3,300円 25~40 ^{mm} 4,100円 50 ^{mm} 以上 4,900円	設計審査(修繕・撤去)	800円	工事検査 (新設・改造)	20 ^{mm} 以下 4,900円 25~40 ^{mm} 5,800円 50 ^{mm} 以上 6,600円	工事検査(修繕・撤去)	800円	各種証明手数料	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置工事の設計</td> <td>工事設計額の5%</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事 事業者指定申請</td> <td>1件につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>設計審査(材料検査 含む)</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事道路 占用書類作成</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>1件につき 200円</td> </tr> <tr> <td>その他特別の検査</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	給水装置工事の設計	工事設計額の5%	指定給水装置工事 事業者指定申請	1件につき 10,000円	設計審査(材料検査 含む)	1件につき 4,000円	工事検査	1件につき 4,000円	給水装置工事道路 占用書類作成	1件につき 3,000円	各種証明手数料	1件につき 200円	その他特別の検査	実費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置工事の設計</td> <td>工事設計額の3%</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業 者指定申請</td> <td>1件につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>工事申請</td> <td>口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>工事設計額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	給水装置工事の設計	工事設計額の3%	指定給水装置工事事業 者指定申請	1件につき 6,000円	工事申請	口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円	工事検査	工事設計額の3%																										
区分	金額																																																																				
指定給水装置工事 事業者指定申請	13,000円																																																																				
設計審査 (新設・改造)	20 ^{mm} 以下 3,300円 25~40 ^{mm} 4,100円 50 ^{mm} 以上 4,900円																																																																				
設計審査(修繕・撤去)	800円																																																																				
工事検査 (新設・改造)	20 ^{mm} 以下 4,900円 25~40 ^{mm} 5,800円 50 ^{mm} 以上 6,600円																																																																				
工事検査(修繕・撤去)	800円																																																																				
各種証明手数料	200円																																																																				
区分	金額																																																																				
給水装置工事の設計	工事設計額の5%																																																																				
指定給水装置工事 事業者指定申請	1件につき 10,000円																																																																				
設計審査(材料検査 含む)	1件につき 4,000円																																																																				
工事検査	1件につき 4,000円																																																																				
給水装置工事道路 占用書類作成	1件につき 3,000円																																																																				
各種証明手数料	1件につき 200円																																																																				
その他特別の検査	実費																																																																				
区分	金額																																																																				
給水装置工事の設計	工事設計額の3%																																																																				
指定給水装置工事事業 者指定申請	1件につき 6,000円																																																																				
工事申請	口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円																																																																				
工事検査	工事設計額の3%																																																																				
11 水道事業 (督促手数料・延滞金)	督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料：1通につき100円。 延滞金：徴収していない。	督促料：1通につき100円。 延滞金：納期限後、1月を経過した日の翌月か ら納付額の5/100に納入した月までに係わる月数 (1月未満の端数は1月とする。)を乗じて得た 額。																																																																		

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																												
松 元 町	郡 山 町																														
<p>(税抜き相当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>76,191円</td></tr> <tr><td>20</td><td>104,762円</td></tr> <tr><td>25</td><td>161,905円</td></tr> <tr><td>30</td><td>247,620円</td></tr> <tr><td>40</td><td>504,762円</td></tr> <tr><td>50</td><td>885,715円</td></tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	金額	13	76,191円	20	104,762円	25	161,905円	30	247,620円	40	504,762円	50	885,715円	<p>(税抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>1,500,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	金額	13	50,000円	20	80,000円	25	160,000円	40	400,000円	50	700,000円	75	1,500,000円	負担金・加入金が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
口径 (mm)	金額																														
13	76,191円																														
20	104,762円																														
25	161,905円																														
30	247,620円																														
40	504,762円																														
50	885,715円																														
口径 (mm)	金額																														
13	50,000円																														
20	80,000円																														
25	160,000円																														
40	400,000円																														
50	700,000円																														
75	1,500,000円																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の設計</td> <td>1件につき 実費</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事 事業者指定申請</td> <td>1件につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>材料検査</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	工事の設計	1件につき 実費	指定給水装置工事 事業者指定申請	1件につき 10,000円	材料検査	1件につき 3,000円	工事検査	1件につき 3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設工事検査</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>改善及び修繕工事 等の検査</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	新設工事検査	1,000円	改善及び修繕工事 等の検査	500円	手数料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。												
区分	金額																														
工事の設計	1件につき 実費																														
指定給水装置工事 事業者指定申請	1件につき 10,000円																														
材料検査	1件につき 3,000円																														
工事検査	1件につき 3,000円																														
区分	金額																														
新設工事検査	1,000円																														
改善及び修繕工事 等の検査	500円																														
督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料、延滞金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。																												

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 水道事業(工事負担金)	<p>住宅団地の開発等に伴い、配水管等の増強費として徴収する。</p> <p>(内容) 施設増強費 1戸156,900円 設計審査・工事完成検査費 工事金額×率</p> <p>負担金額 = (+) × 消費税率</p>	<p>住宅団地の造成等に伴い、新たに水道施設を設置する場合に徴収する。</p> <p>(内容) 工事に要する費用+その他の費用 口径別負担額(税抜き) 13・20^{mm} 200,000円 25・30^{mm} 300,000円 40^{mm} 400,000円 50^{mm} 500,000円 75^{mm} 町長が定める額</p> <p>負担金額 = (+) × 消費税率</p> <p>ただし、 に関する工事は直接申込者(指定業者)が行っているため徴収していない。</p>	該当なし。
13 水道事業 (工事関係分担金)	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	工事負担金が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
簡易水道建設事業費分担金 未普及地域に簡易水道を 新設する場合に徴収する。	給水装置工事分担金(税抜き) 計画給水区域を拡張する ときに徴収する。 13 [≒] 45,000円 20 [≒] 80,000円 25 [≒] 100,000円 40 [≒] 120,000円 50 [≒] 160,000円 75 [≒] 320,000円	分担金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
14 水道事業 (検針・料金徴収)	隔月検針 隔月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 67円～102円 基本額 6,000円～9,000円 報奨金なし	毎月検針 毎月徴収 検針業務は、会社、私人、シルバーに委託 検針委託料 1件につき 90円 基本額なし 慰労金・表彰あり	毎月検針 毎月徴収 各地域ごとに、私人に委託 検針委託料 1件につき 67円 基本額なし 報奨金なし
	徴収方法 口座振替 84.85% 納付書払 15.15% 集金 なし	徴収方法 口座振替 80.79% 納付書払 15.33% 集金 3.88%	徴収方法 口座振替 90.95% 納付書払 9.05%
15 水道事業 (水道計画)	第10回水道拡張事業 (変更計画) ・給水区域 鹿児島市の区域 ・給水人口 553,000人 ・1日最大給水量 238,000m ³ ・1人1日最大給水量 430L ・目標年次 平成23年度 ・工事期間 平成14年度～平成23年度	吉水地区簡易水道生活基盤 近代化事業 ・給水区域 本名地区の一部 宮之浦地区の一部 ・給水人口 3,427人 ・1日最大給水量 2,198m ³ ・1人1日最大給水量 641L ・目標年次 平成15年度 ・工事期間 平成14年度～平成15年度 北部・中央地区簡易水道 (仮称)統合整備事業 ・給水区域 本名地区の一部 ・給水人口 3,655人 ・1日最大給水量 1,383m ³ ・1人1日最大給水量 416L ・目標年次 平成18年度 ・工事期間 平成17年度～平成18年度	維持、補修のみの計画 ・給水区域 桜島町内の区域 ・給水人口 4,815人 ・1日最大給水量 2,816m ³ ・1人1日最大給水量 581L ・目標年次 平成17年度 ・工事期間 ～平成17年度

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 110円 基本額なし 報奨金なし	毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1日につき 5,800円	委託料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
徴収方法 口座振替 81.6% 納付書払 13.8% 集金 4.6%	徴収方法 口座振替 90.9% 納付書払 9.1% 集金 なし	集金の取扱いが異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
折尾地区の変更計画(拡張) ・給水区域 松元町折尾区域 ・給水人口 4,050人(うち拡張分2,450人) ・1日最大給水量 1,245m ³ ・1人1日最大給水量 398L ・給水開始予定年月日 平成16年4月1日 平成15年度 石谷地区生活基盤近代化事業 (増補改良) ・給水区域 松元町石谷区域 ・給水人口 1,000人 ・1人1日最大給水量 370L	下記の年度に実施予定で建設計画策定中 東部地区 平成18～23年度 中央地区 平成15～21年度 常磐地区 平成22～24年度 西有里地区 平成25年度	合併後の計画の取扱い。	合併後に新たな計画を策定する。

項 目	現 況																																												
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町																																										
16 公共下水道事業	<p style="text-align: center;">(平成13年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業名</td><td>公共下水道事業</td></tr> <tr><td>箇所数</td><td>1</td></tr> <tr><td>会計方式</td><td>企業会計</td></tr> <tr><td>地公法適用の有無</td><td>全部適用</td></tr> <tr><td>行政区域内人口 A</td><td>549,100 人</td></tr> <tr><td>処理区域内人口 B</td><td>454,300 人</td></tr> <tr><td>処理人口 C</td><td>436,400 人</td></tr> <tr><td>整備率 B/A</td><td>82.74 %</td></tr> <tr><td>水洗化率 C/A</td><td>79.48 %</td></tr> <tr><td>水洗化率 C/B</td><td>96.06 %</td></tr> <tr><td>処理件数</td><td>208,854 件</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>238,800 m3</td></tr> <tr><td>年間総処理水量</td><td>61,380,821 m3</td></tr> <tr><td>一日最大処理水量</td><td>208,935 m3</td></tr> <tr><td>一日平均処理水量</td><td>168,167 m3</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>58,199,501 m3</td></tr> <tr><td>原単位</td><td>23.24 m3</td></tr> <tr><td>有収率</td><td>94.82 %</td></tr> <tr><td>使用量単価</td><td>109.47 円</td></tr> <tr><td>処理原価</td><td>142.11 円</td></tr> <tr><td>下水道関係職員数</td><td>176 人</td></tr> </table>	事業名	公共下水道事業	箇所数	1	会計方式	企業会計	地公法適用の有無	全部適用	行政区域内人口 A	549,100 人	処理区域内人口 B	454,300 人	処理人口 C	436,400 人	整備率 B/A	82.74 %	水洗化率 C/A	79.48 %	水洗化率 C/B	96.06 %	処理件数	208,854 件	処理能力	238,800 m3	年間総処理水量	61,380,821 m3	一日最大処理水量	208,935 m3	一日平均処理水量	168,167 m3	年間総有収水量	58,199,501 m3	原単位	23.24 m3	有収率	94.82 %	使用量単価	109.47 円	処理原価	142.11 円	下水道関係職員数	176 人	該当なし。	該当なし。
事業名	公共下水道事業																																												
箇所数	1																																												
会計方式	企業会計																																												
地公法適用の有無	全部適用																																												
行政区域内人口 A	549,100 人																																												
処理区域内人口 B	454,300 人																																												
処理人口 C	436,400 人																																												
整備率 B/A	82.74 %																																												
水洗化率 C/A	79.48 %																																												
水洗化率 C/B	96.06 %																																												
処理件数	208,854 件																																												
処理能力	238,800 m3																																												
年間総処理水量	61,380,821 m3																																												
一日最大処理水量	208,935 m3																																												
一日平均処理水量	168,167 m3																																												
年間総有収水量	58,199,501 m3																																												
原単位	23.24 m3																																												
有収率	94.82 %																																												
使用量単価	109.47 円																																												
処理原価	142.11 円																																												
下水道関係職員数	176 人																																												
17 公共下水道事業 (受益者負担金)	受益者が所有し、または地上権等を有する土地で公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり131円を乗じて得た額	該当なし。	該当なし。																																										

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

項 目	現 況																																					
	鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町																																			
18 公共下水道事業 (下水道使用料)	<p style="text-align: center;">(1か月、税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">用途</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">汚水種別</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">基本料金 (円)</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">従量料金(円)</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">排除汚水量</th> <th style="width: 35%;">1m3について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 用</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1種</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">390</td> <td style="text-align: center;">10m3まで</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10m3を超え 30m3まで</td> <td style="text-align: center;">87</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30m3を超え 50m3まで</td> <td style="text-align: center;">128</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2種</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">490</td> <td style="text-align: center;">50m3を超え 100m3まで</td> <td style="text-align: center;">134</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100m3を超え 200m3まで</td> <td style="text-align: center;">175</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200m3を超え 500m3まで</td> <td style="text-align: center;">192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公 衆 浴 場 用</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1種</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">390</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1m3について</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2種</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">490</td> <td style="text-align: center;">500m3を超え 1,000m3まで</td> <td style="text-align: center;">204</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000m3を超える分</td> <td style="text-align: center;">215</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(基本料金+従量料金) × 1.05 =下水道使用料 1円未満切り捨て</p>	用途	汚水種別	基本料金 (円)	従量料金(円)		排除汚水量	1m3について	一 般 用	第1種	390	10m3まで	41	10m3を超え 30m3まで	87	30m3を超え 50m3まで	128	第2種	490	50m3を超え 100m3まで	134	100m3を超え 200m3まで	175	200m3を超え 500m3まで	192	公 衆 浴 場 用	第1種	390	1m3について		第2種	490	500m3を超え 1,000m3まで	204	1,000m3を超える分	215	該当なし。	該当なし。
用途	汚水種別				基本料金 (円)	従量料金(円)																																
		排除汚水量	1m3について																																			
一 般 用	第1種	390	10m3まで	41																																		
			10m3を超え 30m3まで	87																																		
			30m3を超え 50m3まで	128																																		
	第2種	490	50m3を超え 100m3まで	134																																		
			100m3を超え 200m3まで	175																																		
200m3を超え 500m3まで			192																																			
公 衆 浴 場 用	第1種	390	1m3について																																			
			第2種	490	500m3を超え 1,000m3まで	204																																
					1,000m3を超える分	215																																
19 公共下水道事業 (手数料)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 45%;">排水設備等の新設 又は改造に係る設 計審査</th> <th style="width: 40%;">排除設備等の撤去 に係る設計審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり 設計排除汚水量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m3まで</td> <td style="text-align: center;">1件につき 3,300円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1件につき800円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え 50m3まで</td> <td style="text-align: center;">1件につき 5,800円</td> </tr> <tr> <td>50m3を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき15,700円</td> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>排水設備等の新設 又は改造に係る工 事検査</th> <th>排除設備等の撤去 に係る工事検査</th> </tr> <tr> <td>1日当たり 設計排除汚水量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m3まで</td> <td style="text-align: center;">1件につき 5,300円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1件につき800円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え 50m3まで</td> <td style="text-align: center;">1件につき10,700円</td> </tr> <tr> <td>50m3を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき18,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定排水設備工事事業者 指定申請 1件につき14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	排水設備等の新設 又は改造に係る設 計審査	排除設備等の撤去 に係る設計審査	1日当たり 設計排除汚水量			10m3まで	1件につき 3,300円	1件につき800円	10m3を超え 50m3まで	1件につき 5,800円	50m3を超えるもの	1件につき15,700円	種別	排水設備等の新設 又は改造に係る工 事検査	排除設備等の撤去 に係る工事検査	1日当たり 設計排除汚水量			10m3まで	1件につき 5,300円	1件につき800円	10m3を超え 50m3まで	1件につき10,700円	50m3を超えるもの	1件につき18,200円	備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円			指定排水設備工事事業者 指定申請 1件につき14,000円			該当なし。	該当なし。			
種別	排水設備等の新設 又は改造に係る設 計審査	排除設備等の撤去 に係る設計審査																																				
1日当たり 設計排除汚水量																																						
10m3まで	1件につき 3,300円	1件につき800円																																				
10m3を超え 50m3まで	1件につき 5,800円																																					
50m3を超えるもの	1件につき15,700円																																					
種別	排水設備等の新設 又は改造に係る工 事検査	排除設備等の撤去 に係る工事検査																																				
1日当たり 設計排除汚水量																																						
10m3まで	1件につき 5,300円	1件につき800円																																				
10m3を超え 50m3まで	1件につき10,700円																																					
50m3を超えるもの	1件につき18,200円																																					
備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円																																						
指定排水設備工事事業者 指定申請 1件につき14,000円																																						

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

項 目	現 況																		
	鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町																
20 公共下水道事業(徴収)	納入通知書又は口座振替の方法により、水道料金と同時に、2か月に1度徴収	該当なし。	該当なし。																
21 公共下水道事業 (水洗化への助成、融資制度等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">制度名</td> <td>水洗便所改造資金融資あっ旋制度</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td> ① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 市税等・下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 本市居住の連帯保証人1人以上 </td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>工事費用範囲内でくみ取り便槽・し尿浄化槽1基で便所1箇所の場合30万円以内。2箇所以上の場合1箇所ごとに15万円加算</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td> ・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造・・・無利子 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造・・・無利子 処理開始後1～3年以内改造・・・1.5%/年 ・ 処理開始後3年以上以降改造・・・3.05%/年 </td> </tr> <tr> <td>制度名</td> <td>水洗便所改造資金助成制度</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td> ① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 水洗便所改造資金融資あっ旋制度を利用しない人 </td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>くみ取り便槽・し尿浄化槽1基につき17,000円</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td> ・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造 </td> </tr> </table>	制度名	水洗便所改造資金融資あっ旋制度	対象者	① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 市税等・下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 本市居住の連帯保証人1人以上	融資限度額	工事費用範囲内でくみ取り便槽・し尿浄化槽1基で便所1箇所の場合30万円以内。2箇所以上の場合1箇所ごとに15万円加算	融資利率	・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造・・・無利子 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造・・・無利子 処理開始後1～3年以内改造・・・1.5%/年 ・ 処理開始後3年以上以降改造・・・3.05%/年	制度名	水洗便所改造資金助成制度	対象者	① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 水洗便所改造資金融資あっ旋制度を利用しない人	助成額	くみ取り便槽・し尿浄化槽1基につき17,000円	条件	・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造	該当なし。	該当なし。
制度名	水洗便所改造資金融資あっ旋制度																		
対象者	① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 市税等・下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 本市居住の連帯保証人1人以上																		
融資限度額	工事費用範囲内でくみ取り便槽・し尿浄化槽1基で便所1箇所の場合30万円以内。2箇所以上の場合1箇所ごとに15万円加算																		
融資利率	・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造・・・無利子 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造・・・無利子 処理開始後1～3年以内改造・・・1.5%/年 ・ 処理開始後3年以上以降改造・・・3.05%/年																		
制度名	水洗便所改造資金助成制度																		
対象者	① 改造工事に係る居住用建物の所有者、所有者の同意を得た使用者 ② 下水道事業受益者負担金を滞納していない人 ③ 水洗便所改造資金融資あっ旋制度を利用しない人																		
助成額	くみ取り便槽・し尿浄化槽1基につき17,000円																		
条件	・ くみ取り便所: 処理開始後3年以内改造 ・ し尿浄化槽便所: 処理開始後1年以内改造																		

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

(20) 都市計画の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	都市計画マスタープラン		x	x			B	
2	都市計画区域			x			B	
3	都市計画区域の区域区分		x	x	x	x	B	
4	地域地区		x	x			B	
5	都市計画審議会		x	x			B	
6	都市計画区域マスタープラン			x			B	
7	屋外広告物条例・規則						B	
8	開発行為(土取・土捨)の届出に関する事務			x			B	
9	開発行為、建築等における災害等に関する事務			x			B	
10	開発行為審査機関の運営に関する事務			x			B	
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 都市計画マスタープラン	平成12年度に「かごしま都市マスタープラン」を策定。	該当なし。	該当なし。
2 都市計画区域	行政区域全域に都市計画区域を指定。	行政区域の一部に都市計画区域を指定。	該当なし。
3 都市計画区域の区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分を行っている。	該当なし。	該当なし。
4 地域地区	用途地域(12種類)のほか、9つの地域地区を指定。	該当なし。	該当なし。
5 都市計画審議会	都市計画審議会を設置。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
平成13～14年度にかけて、「松元町都市計画マスタープラン」を策定。	平成14～15年度にかけて、「郡山町都市計画マスタープラン」を策定中。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、松元町及び郡山町は、それぞれ策定年度及び内容等が異なる。	合併後、都市計画の見直しや基本構想との整合を図りながら再編する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と吉田町、松元町及び郡山町とは都市計画区域の指定範囲が異なる。	合併後も当分の間、現状のままとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併後も当分の間、現状のままとする。
用途地域（5種類）を指定。	用途地域（6種類）を指定。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、松元町及び郡山町は、それぞれ用途地域指定基準が異なる。	合併後も当分の間、現状のままとする。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 都市計画区域マスタープラン	素案を策定中。	鹿児島市に同じ。	該当なし。
7 屋外広告物条例・規則	鹿児島市屋外広告物条例・同施行規則による。 (8年度鹿児島県から権限委譲。)	鹿児島県屋外広告物条例・同施行規則による。 (平成15年度鹿児島県から権限移譲。)	吉田町に同じ。 (平成15年度鹿児島県から権限移譲。)
8 開発行為(土取・土捨)の届出に関する事務	鹿児島市民の環境をよくする条例に基づいてなされる開発行為(土取・土捨)の届出を受理し、開発指導要綱等により協議している。	開発行為全般の届出に対し吉田町土地利用対策要綱に基づき、土地対策委員会にて審議を行っている。	該当なし。
9 開発行為、建築等における災害等に関する事務	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例に基づいて、開発行為等における災害を防ぐために助言・勧告等を行っている。	吉田町土地利用対策要綱に基づき、開発行為等における災害を防ぐため行政指導を行っている。	該当なし。
10 開発行為審査機関の運営に関する事務	都市計画法第32条の規定による協議を円滑かつ効率的に行うため鹿児島市開発行為審査協議会を設置している。	吉田町土地利用対策要綱に基づく開発行為など土地利用に対し、必要な事項を調査審議し、及び調整するため吉田町土地対策委員会を設置している。	該当なし。

(様式2) その2

(20) 都市計画の取扱い

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。	合併後も当分の間、現状のままとする。
吉田町に同じ。 (平成13年度鹿児島県から権限移譲)	吉田町に同じ。 (平成13年度鹿児島県から権限移譲)	鹿児島市と吉田町、桜島町、松元町及び郡山町とは適用している条例・規則が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町土地利用対策要綱により協議している。	郡山町開発指導要綱による届出を受理して協議している。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
松元町土地利用対策要綱に基づく開発協定の中で、防災施設の先行的整備、開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び災害発生の場合の復旧工事に関すること等を締結している。	郡山町防災会議条例に基づき開発行為等の災害防止のための助言・勧告を行っている。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
松元町の土地の秩序ある開発の推進等に関し、必要な事項を調査審議及び調整を図るため、松元町土地対策委員会を設置している。	郡山町の秩序ある開発の推進等のため郡山町土地対策委員会を設置している。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町は、それぞれ制定している条例、要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(21) 建設関係事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(21) 建設関係事業

建設専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	都市計画図等の分譲事務						B	
2	県単急傾斜地崩壊対策事業						B	
3	個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業	x	x	x	x		B	
4	附置義務駐車場整備事業	x	x	x	x		B	
5	小宅地対策事業(土地区画整理事業)	x	x	x			A	
6	市営及び町営住宅入居予定者募集						B	
7	市営及び町営住宅入居手続						B	
8	市営及び町営住宅管理人への報償金	x			x		B	
9	道路用地取得事業						B	
10	幹線道路整備事業						B	
11	舗装新設改良事業						B	
12	道路災害防止事業						B	
13	交通安全施設整備単独事業						B	
14	辺地対策道路整備事業	x	x	x			A	
15	認定外道路整備事業					x	B	
16	半島振興対策道路整備事業	x	x	x		x	A	
17	公共土木施設災害復旧事業(単独)						B	
18	道路降灰除去事業	x			x	x	B	
19	市道及び町道認定及び廃止業務						B	
20	道路法に基づく許可事務等						B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	自転車等駐車場の管理運営事業		x	x		x	B	
22	公園						B	
23	市営及び町営住宅						B	
24	市道及び町道						B	
25	港湾		x		x	x	B	
26	砂防関連施設	x	x		x	x	B	
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 都市計画図等の分譲事務	1 都市計画図 1種類 (1) 分譲料 1,100円 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 250円～700円	1 都市計画図 1種類 (1) 分譲料 700円 2 その他の地図 2種類 (1) 分譲料 200円～500円	1 都市計画図 なし 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 200円
2 県単急傾斜地崩壊対策事業	地元負担金 なし (要整備箇所数 683箇所・整備率 33.7%)	地元負担金 事業費の20% 限度額100万円 (要整備箇所数 28箇所・整備率 28.6%)	鹿児島市に同じ。 (要整備箇所数 5箇所・整備率 40.0%)
3 個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業	市内の個人住宅において雨水貯留施設等を設置する者に対して、設置に要する費用を助成する。 1 助成率 2/3 2 限度額 (1) 貯留施設 38,000円/基 (2) 浸透施設 22,000円/基	該当なし。	該当なし。
4 附置義務駐車場整備事業	駐車場の必要性が高い商業地等(駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域)における、一定以上の規模の建築物へ駐車施設の設置義務を課している。	該当なし。	該当なし。
5 小宅地対策事業(土地区画整理事業)	1 対象 地積が165㎡未満の小宅地 2 取扱い 本人が希望する場合は、減歩相当分の地積に応じ、市所有地等を有償譲渡している。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 都市計画図 2種類 (1) 分譲料 200円～300円 2 その他の地図 4種類 (1) 分譲料 200円	1 都市計画図 3種類 (1) 分譲料 350円～1,800円 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 100円～350円	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ地図の種類及び分譲料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
鹿児島市に同じ。 (要整備箇所数 17箇所・整備率 11.8%)	地元負担金 事業費の10% (要整備箇所数 27箇所・整備率 14.8%)	鹿児島市、桜島町及び松元町と吉田町と郡山町とは地元負担金が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	1 対象 地積200㎡以下の小宅地 2 取扱い 本人が希望する場合は、200㎡を上限として優先的に付保留地を有償譲渡している。	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは対象及び取扱いが異なる。	現在、施行中である小宅地対策事業については、現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 市営及び町営住宅入居予定者募集	1 募集方法 4回/年 定期募集 2 入居者資格 (1) 市内に居住又は勤務要件 あり (2) 市税滞納要件 なし	1 募集方法 随時募集 2 入居者資格 (1) 町内に居住又は勤務要件 なし (2) 町税滞納要件 あり	吉田町に同じ。
7 市営及び町営住宅入居手続	入居契約に必要な連帯保証人 2名	入居契約に必要な連帯保証人 1名	吉田町に同じ。
8 市営及び町営住宅管理人への報償金	1 管理人数 77人 2 報償金(月額) ・基本給 2,700円/月 ・実績給 60円/戸 ・不能通知配布 25円/件	該当なし。	1 管理人数 8人 2 報償金(月額) ・基本給 1,000円/月 ・実績給 50円/戸
9 道路用地取得事業	用地取得基準 あり(鹿児島市独自)	用地取得基準 あり(吉田町独自)	用地取得基準 あり(桜島町独自)
10 幹線道路整備事業	1 地域間道路や周辺道路を結ぶアクセス道路及び大規模な公共施設に関連する市道の新設や幅改良。 2 採択基準 あり	1 町道の拡幅改良等。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは募集方法及び入居者資格が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、松元町及び郡山町と吉田町及び桜島町とは入居契約における必要な連帯保証人数が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	1 管理人数 7人 2 報償金(月額) ・実績給 100円/戸	鹿児島市、桜島町及び郡山町のみ。 鹿児島市、桜島町及び郡山町は、それぞれ報償金の算定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
用地取得基準 あり(松元町独自)	用地取得基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ用地取得基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、用地取得基準については、既に事業に着手している路線に限り、事業が終了するまでは現行どおりとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
11 舗装新設改良事業	1 舗装面が老朽化した路線の舗装の修繕、改良。 2 採択基準 あり	1 舗装面が老朽化した路線の舗装の修繕、改良。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。
12 道路災害防止事業	1 災害対策基本法に基づき地域防災計画に掲載されている区域を対象とした、市道沿いの自然崖面等の改良。 2 採択基準 あり	1 町道沿いの自然崖面等の改良。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。
13 交通安全施設整備単独事業	1 歩行者の安全の確保等を目的とした歩道設置や視距改良、路肩改良、道路照明灯、道路反射鏡の設置等。 2 採択基準 あり	1 歩行者の安全の確保等を目的とした歩道設置や視距改良、路肩改良、道路照明灯、道路反射鏡の設置等。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。
14 辺地対策道路整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
15 認定外道路整備事業	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、市道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(鹿児島市独自)	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(吉田町独自)	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(桜島町独自)

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
辺地法の規定に基づく辺地地域の道路等の整備。	松元町に同じ。	松元町及び郡山町のみ。	現行どおりとする。
1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(松元町独自)	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町のみ。 鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町は、それぞれ採択基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
16 半島振興対策道路整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
17 公共土木施設災害復旧事業(単独)	1 災害により被災した道路等の復旧を応急的に行う。 2 採択基準 あり(鹿児島市独自)	1 災害により被災した道路等の復旧を応急的に行う。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。
18 道路降灰除去事業	1 補助対象事業の採択基準及び補助率 ・降灰量1,000g/m ² ・年以上 外 1/2 ・降灰量2,500g/m ² ・年以上 外 2/3 2 単独事業の対象 ・市道(補助採択基準に満たない場合) ・私道(要望箇所。除去基準あり。)	該当なし。	1 補助対象事業の採択基準及び補助率 ・降灰量1,000g/m ² ・年以上 外 1/2 ・降灰量2,500g/m ² ・年以上 外 2/3 2 単独事業の対象 ・町道(補助採択基準に満たない場合及び補助対象以外のもの) ・私道(要望箇所。除去基準なし。)
19 市道及び町道認定及び廃止業務	市道路線認定基準 あり (鹿児島市独自)	町道路線認定基準 あり(吉田町独自)	町道路線認定基準 あり(桜島町独自)
20 道路法に基づく許可事務等	道路占用許可基準 あり (鹿児島市独自)	道路占用許可基準 あり(吉田町独自)	道路占用許可基準 あり(桜島町独自)
21 自転車等駐車場の管理運営事業	鹿児島市自転車等の駐輪対策に関する条例に基づき、13箇所の自転車等駐車場を管理、運営している。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
半島振興法の規定に基づく基幹的な町道に指定された道路の整備。	該当なし。	松元町のみ。	現行どおりとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と4町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは単独事業の除去基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
町道路線認定基準 あり(松元町独自)	町道路線認定基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ認定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
道路占用許可基準 あり(松元町独自)	道路占用許可基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ許可基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
1箇所の自転車等駐車を管理、運営している。 (条例、規則なし。)	該当なし。	鹿児島市及び松元町のみ。 鹿児島市と松元町とは条例の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
22 公園	<p>504公園 (公園緑化課所管)</p> <p>管理運営については、「鹿児島市公園条例」による。</p>	<p>13公園 (牟礼岡中央公園、牟礼岡第2公園、牟礼岡第3公園、牟礼岡第4公園、牟礼岡第5公園、牟礼岡第6公園、牟礼岡第7公園、牟礼岡第8公園、牟礼岡第9公園、牟礼岡第10公園、牟礼岡第11公園、前迫団地公園、早馬下公園)</p> <p>管理運営については、「吉田町地域公園の管理に関する条例」による。</p>	<p>2公園 (城山自然恐竜公園、クロマツ親水公園)</p> <p>管理運営についての条例なし。</p>
23 市営及び町営住宅	<p>【公営住宅】 35住宅 10,129戸</p> <p>管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。</p>	<p>【公営住宅】 9住宅 60戸 (6号団地、15・16号団地、20号団地、大原住宅、大原団地、梅ヶ丸団地、高岡団地、桑之丸団地、東団地)</p> <p>管理運営については、「吉田町町営住宅管理条例」による。</p>	<p>【公営住宅】 6住宅 91戸 (藤野団地、小池団地、中尾団地、西道団地、袴腰団地、長谷浜団地)</p> <p>管理運営については、「桜島町公営住宅管理条例」による。</p>
	<p>【特定公共賃貸住宅】 1住宅 15戸 (下荒田住宅)</p> <p>管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>【特定公共賃貸住宅】 3住宅 9戸 (西白浜団地、松浦団地、東白浜団地)</p> <p>管理運営については、「桜島町特定公共賃貸住宅管理条例」による。</p>
	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>【若者定住促進住宅】 3住宅 6戸 (武若者いきいき住宅団地、二俣若者いきいき住宅団地、藤野若者いきいき住宅団地)</p> <p>管理運営については、「桜島町若者いきいき住宅条例」による。</p>

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>1公園 (松元町折尾運動公園)</p> <p>管理運営については、「松元町折尾運動公園の設置及び管理に関する条例」による。</p>	<p>1公園 (早馬公園)</p> <p>管理運営については、「郡山町観光施設の設置及び管理に関する条例」による。</p>	それぞれ管理運営が異なる。	<p>4町の公園については、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。</p> <p>桜島町のクロマツ親水公園のうち県が設置した施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。</p>
<p>【公営住宅】 4住宅 89戸 (上谷口井之上団地、石谷高塚団地、上谷口入田団地、春山屋村台団地)</p> <p>管理運営については、「松元町営住宅設置管理条例」による。</p>	<p>【公営住宅】 7住宅 94戸 (ストリームタウン賦合、花尾町営住宅、南方町営住宅、中福良町営住宅、甲突町営住宅、西俣町営住宅、花尾第2町営住宅)</p> <p>管理運営については、「郡山町町営住宅の設置及び管理に関する条例」による。</p>	それぞれ管理運営が異なる。	4町の公営住宅については、合併時に鹿児島市の公営住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 それぞれ管理運営が異なる。	桜島町の特定公共賃貸住宅については、合併時に鹿児島市の特定公共賃貸住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町の若者いきいき住宅については、合併時に鹿児島市のその他住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の公営住宅の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
24 市道及び町道	市道 道路延長 1,849 km	町道 道路延長 135 km	町道 道路延長 131 km
25 港湾	9 港 (野尻港・湯之持木港・古里港・有村港・塩屋ヶ元港・宇土港・浦之前港・園山港・高免港)	該当なし。	10 港 (古河良港・新島港・赤生原港・白浜港・西道港・武港・二俣港・松浦港・藤野港・長谷港)
26 砂防関連施設	該当なし。	該当なし。	金床砂防公園 ・公園施設 設置：国及び桜島町 管理：桜島町 ・砂防施設 設置及び管理：国

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町道 道路延長 1 3 0 km	町道 道路延長 1 1 3 km		4町の町道については、合併時に鹿児島市の市道として引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	桜島町の港湾については、合併時に鹿児島市の港湾として引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町が設置した公園施設については、合併時に鹿児島市の砂防関連施設として引き継ぐものとし、管理については、合併時までに見直すものとする。 国が設置した公園施設については、管理者の見直しを含め、合併時までに関係機関と調整するものとする。